

承認第 2 号

長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したから同条第 3 項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この専決処分は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、長久手市都市計画税条例の一部を改正するため必要があったからである。



専決第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 3 月 31 日

長久手市長 佐藤有美

専決処分の日	令和 7 年 3 月 31 日
専決処分の内容	長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例

長久手市条例第 2 1 号

長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例

長久手市都市計画税条例（昭和 4 0 年長久手村条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （<u>法附則第 1 5 条第 3 6 項</u>の条例で定める割合） 4 <u>法附則第 1 5 条第 3 6 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>の条例で定める割合） 5 <u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （<u>法附則第 1 5 条第 4 1 項</u>の条例で定める割合） 6 <u>法附則第 1 5 条第 4 1 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 1 9 <u>法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項、第 1 5 条の 2 第 2</u>	附 則 （<u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>の条例で定める割合） 4 <u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 1 5 条第 3 8 項</u>の条例で定める割合） 5 <u>法附則第 1 5 条第 3 8 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （<u>法附則第 1 5 条第 4 2 項</u>の条例で定める割合） 6 <u>法附則第 1 5 条第 4 2 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 1 9 <u>法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2</u>

項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。	項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長久手市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正の趣旨

この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、長久手市都市計画税条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）地方税法の一部改正に伴い、適正に都市計画税を賦課することを目的としています。

2 改正の内容

所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。
- (2) 附則第2項に経過措置を規定するものとします。